

(公財)相模原市産業振興財団は

創業するあなたを応援します！

～ 相模原市立産業会館の施設を 低負担でご利用いただけます～

(公財)相模原市産業振興財団では、当財団が実施する創業セミナー・相談会等を受講された方への創業支援の一環として、当財団が指定管理をする相模原市立産業会館の各施設を、低負担でご利用いただける制度を設けました。

セミナーや講演会、展示会等の催し物を開催される際には、ぜひ、産業会館をご利用いただき、皆さまの創業にお役立てください。



産業会館の各施設利用料が、

たとえ 平日・土日の全時間帯 半額 の負担
ば、

平日午後（13：00～17：00）4時間の利用で・・・

施設名	通常料金	応援価格
懇談室（中研修室） 研修形態 124 m ² ／定員 48 名	3,900円	1,950円
小研修室 50 m ² ／定員 24 名	2,100円	1,050円
展示室 148 m ² ／定員 53 名	5,200円	2,600円

※平成 28 年 10 月 1 日以降の利用料の例です。 ※全て税込みです。
※利用できる施設の一例です。

ご利用条件・お申込み方法はウラ面をご覧ください。

◆ご利用条件 以下の①～③を全て満たす方がお申込みいただけます。

- ① 平成 27 年度または平成 28 年度において、当財団の実施する下記のセミナー等または相談会を、合計 4 回以上受講または利用していること。

【対象となるセミナー等・相談会】

創業入門セミナー／創業実践セミナー／創業ピンポイントセミナー
または創業テーマ別攻略セミナー※／女性起業家ステップアップ講座
(マーケット出店含む)／女性のための創業サロン／創業相談会

※ピンポイントセミナーまたはテーマ別攻略セミナーについては、2 テーマの受講で 1 回とカウントします。

- ② 実施する催し物の内容が、①のセミナー、相談会等の目的となった事業に関連したものであること。
③ 実施する催し物の内容が、販売行為等を行ったり、入場料を徴収したりするものでないこと。
また、本制度の趣旨に反し当財団が不適切と判断したものでないこと。

◆ご注意事項

- ・平成 29 年 9 月 30 日までの施設利用が対象です。
- ・お一人様（一団体）あたり 3 回までのご利用が可能です。（例：同じ日の午前・午後の連続利用であれば、1 回とカウントします。実施日が異なる 3 連続のイベントなどは、3 回とカウントします。）
- ・多目的ホールおよび O A 研修室は本制度の対象外となります。

◆お申込み方法



◆お問い合わせ

施設情報・仮予約・本申請・施設利用料について

本制度利用条件・申込方法・申請書/報告書提出について

相模原市立産業会館

〒252-0239 相模原市中央区中央 3-12-1

TEL 042-768-2311

(創業応援予約受付 平日 9 時～16 時)

相模原市立産業会館

検索



公益財団法人相模原市産業振興財団

〒252-0239 相模原市中央区中央 3-12-3

相模原商工会館本館 4 階

TEL 042-759-5600

FAX 042-759-5655

E-mail soho@ssz.or.jp